

令3福情答申第5号

令和3年4月19日

福岡市長 高島 宗一郎 様

(財政局財政部総務資金課)

福岡市情報公開審査会

会長 作間 功

(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する審査請求について (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第1項の規定に基づき、令和2年10月13日付け財総第469号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申いたします。

記

「特定市民センター等蓄熱槽防水改修工事の作業員名簿」の一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「特定市民センター等蓄熱槽防水改修工事の作業員名簿」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）により非公開とした部分のうち、次の部分については、公開することが妥当である。

- ・ 法人の社印及び代表者印の印影

第2 審査請求の趣旨及び経過

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、令和2年9月4日付けで実施機関が審査請求人に対して行った本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 審査請求の経過

- (1) 令和2年8月26日、審査請求人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、本件対象文書について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。
- (2) 令和2年9月4日、実施機関は、条例第11条第1項の規定により、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。
- (3) 令和2年9月28日、審査請求人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条及び条例第19条の2第1項の規定により、本件審査請求を行った。

第3 審査請求人及び実施機関の主張等の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書において、概ね次のように主張している。

各会社の作業員名簿には受入教育実施年月日の記載がない。教育・資格・免許（雇入・職長・特別教育技能・免許）、建退協手帳の有無、これらは個人名が黒塗りなら、開示しても個人が特定できないので公開してほしい。その方が労働環

境の向上につながると思う。また元請確認欄が空白なのは、問題ではないかとも思う。

私は歯科で虫歯の治療をしたら、接着剤がもれて、口がヒリヒリして、大変な目にあった。普通の歯科用セメントではなく、スーパーボンドという瞬間接着剤である。労働環境でも接着剤問題はあるのではないかと思うが、不思議に元気そうな人もよくみかける。歯科では水銀が50%入っている歯の詰めもの、アマルガムがあるという。水俣水銀条約では、セメントの問題もある。

私の歯科の薬害は認められていないが、同じような問題が労働環境にもあるのではないかと思う。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

非公開部分のうち法人の社印及び代表者印の印影を除くものについては、当該情報のみでは個人を特定できないとしても、他の情報と照合することで特定の個人を識別できる情報であり、条例第7条第1号（以下「第1号」という。）に該当するため、一部公開としたもので、本件決定は適法かつ妥当である。

また、本件対象文書中の法人の社印及び代表者印の印影を非公開としているが、条例第7条第2号（以下「第2号」という。）に該当し、法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、非公開としたものである。

第4 審査会の判断

上記の審査請求人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

実施機関は、本件対象文書として、市が受注者から提出を受けた、特定市民センター等蓄熱槽防水改修工事に従事した元請及び下請会社の作業員名簿を特定しており、当該特定に関し当事者間に争いはない。

実施機関は、本件決定通知書及び当審査会における口頭意見陳述において、別表のとおり非公開とした理由を説明しており、それによると、非公開部分①から⑩までを第1号の非公開情報に該当するものとして、非公開部分⑪を第2号の非

公開情報に該当するものとして、それぞれ被覆した状態で非公開としたことが認められる。

これに対し、審査請求人は、個人が特定されない情報については広く公開を求めていると解されることから、当審査会としては、非公開部分①から⑩までの条例第7条の非公開情報該当性について、以下検討する。

2 条例の定め

本件審査請求においては、実施機関が第1号及び第2号該当性を主張するほか、後述のとおり条例第7条第3号（以下「第3号」という。）該当性が争点となることから、まず当該各号の規定について述べる。

(1) 第1号について

第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書アからウまでに掲げる情報を除いて、非公開情報とするものと定めている。

「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報を照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

一般的に、照合の対象となる「他の情報」は、公知の情報や図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報をいうが、当該個人情報の性質や内容等（例えば、当該個人情報が個人の思想・信条、病歴、犯罪歴などのプライバシー性が高い情報である場合等）によっては、プライバシー保護の観点から、当該個人と特定の関係を有する者が保有している情報も例外的に「他の情報」に含めて解釈する必要がある。

第1号ただし書アは、法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、第1号ただし書イは、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、第1号ただし書ウは、当該個人が公務員等である場

合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分を非公開情報の除外事由と定めている。

(2) 第2号について

第2号は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの又は実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものを非公開とするものとして規定している。

第2号アの「正当な利益を害するおそれ」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等又は事業を営む個人の正当な利益が具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味するとともに、「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められる。

(3) 第3号について

第3号は、公にすることにより、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報として規定している。

「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護、犯罪の予防又は捜査その他の市民の安全と秩序の維持に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、例えば、特定の個人の行動予定や住居の間取り等が分かり、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがある場合や、違法行為、不正行為などの通報者、告発者が特定され、これらの人が危害を加えられるおそれがある場合等をいい、「犯罪の予防に支障を及ぼす」とは公にすることにより、犯罪等を防止するための行為が、その目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等をいうと解されている。

3 非公開部分①から⑩までの第1号該当性について

(1) 非公開部分①、④及び⑤の第1号該当性について

非公開部分①、④及び⑤については、いずれも第1号本文の「個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、第1号ただし書アからウまでのいずれにも該当する事情は認められないことから、非公開とすることが妥当である。

(2) 非公開部分②、③及び⑥から⑩までの第1号該当性について

非公開部分②、③及び⑥から⑩までについては、一般人が通常入手し得る情報と照合しても直ちに特定の個人を識別することができるまでとはいえないが、いずれも当該作業員の身体的特徴、健康状態、職業、学歴等に関するプライバシー性の高い情報であることから、当該作業員と特定の関係を有する者が保有している情報も「他の情報」に含めて解釈することが妥当であり、当該他の情報を当該情報と照合すれば当該作業員を特定することができると思される。そして、これらの非公開部分について第1号ただし書アからウまでのいずれにも該当する事情は認められないことから、非公開とすることが妥当である。

4 非公開部分⑪の第2号又は第3号該当性について

本件対象文書を見分したところ、非公開部分⑪によって表象される法人の社名及び代表者の氏名は、いずれも公開されていることから、実施機関は、非公開部分⑪が当該法人の印鑑登録印又は銀行登録印の印影（以下「登録印の印影」という。）であった場合に、これらを公にすると印章偽造等のおそれがあることを理由に第2号該当性を主張していると解される。

一般に、公文書に押印されている印影が登録印の印影であることが明らかになった場合は、登録印の印影が財産の管理や重要な商取引等における認証的役割を果たしている我が国の習慣に鑑み、これらが公にされた場合には、印章偽造等の犯罪を誘発し、又は犯罪が容易になることが想定されることから、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるものとして、第3号に該当するものと認められるほか、登録印の印影が法人等又は事業を営む個人の当該事業に係るものであるときは、第2号に該当する可能性もある。

また、第2号又は第3号いずれの場合においても、登録印の印影であるか否かは、当該印影の性質・形状や使用されている状況その他の事情など（例えば実施機関が関係者から登録印の印影であることを伝えられた場合など）から、実施機関において登録印の印影であることが明らかといえるか否かによって判断する

ことが妥当である。

そこで、当審査会の事務局から実施機関に確認させたところ、本件対象文書への押印は、法令等で義務付けられているものではなく、非公開部分⑩が登録印の印影であるか否かは、実施機関において把握していないとのことであった。

そうすると、実施機関において登録印の印影であることが明らかとはいえない非公開部分⑩は、第2号又は第3号のいずれにも該当せず、公開することが妥当である。

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年10月13日	諮問（令和2年10月13日付け財総第469号）
令和2年11月11日（第2部会）	審議
令和2年11月30日	実施機関の弁明意見書を収受
令和2年12月23日（第2部会）	実施機関の口頭意見陳述、審議
令和3年1月20日（第2部会）	審議
令和3年2月10日（第2部会）	審議
令和3年3月24日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

作間功、石森久広、北坂尚洋、山下亜紀子

別表

本答申内における総称名	公開しない部分の概要	非公開の根拠 (条例第7条)
非公開部分①	ふりがな、氏名	第1号
非公開部分②	※1（作業員区分）	
非公開部分③	雇用年月日、経験年数	
非公開部分④	生年月日、年齢	
非公開部分⑤	現住所及び電話連絡先並びに家族連絡先	
非公開部分⑥	血圧、血液型	
非公開部分⑦	特殊健康診断の種類	
非公開部分⑧	健康保険の名称、年金保険の名称、雇用保険の適用有無	
非公開部分⑨	教育・資格・免許	
非公開部分⑩	建退協手帳所有の有無	
非公開部分⑪	法人の社印及び代表者印の印影	第2号